

令和元年第2回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(令和元年6月5日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	放棄した債権の報告について	7
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）	9
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	19
報 告	4	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	23
報 告	5	平成30年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について	27
報 告	6	平成30年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	29
報 告	7	平成30年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計繰越明許費繰越計算書について	31
報 告	8	平成30年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書について	33
議 案	1	泉南市公平委員会委員の選任について	35
議 案	2	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	37
議 案	3	工事請負契約の締結について	39

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	4	泉南市行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議 案	5	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
議 案	6	特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	47
議 案	7	泉南市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	8	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	51
議 案	9	泉南市立公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	61
議 案	10	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	63
議 案	11	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	67
議 案	12	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	69
議 案	13	泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定について	73
議 案	14	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について	75
議 案	15	令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）	77

議案	16	令和元年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	95
議案	17	令和元年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	103

報告第1号

放棄した債権の報告について

泉南市債権管理条例（平成30年泉南市条例第2号）第19条第1項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

債権放棄調書

債権放棄年月日：平成31年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	平成30年度の放棄した債権		
		年度	金額	備考
住宅使用料（市設前畑店舗使用料・滞納繰越分）	第2号該当（生活困窮）	平成16年度	22,200円	
		平成17年度	130,000円	
		平成18年度	336,000円	

		平成19年度	336,000円	
		平成20年度	252,000円	
		平成21年度	308,000円	
		平成22年度	336,000円	
		平成23年度	212,800円	
		計	1,933,000円	

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布され、市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第2号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年3月29日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第1項」に改める。

附則第6条の2の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項(同条第9項)」を「附則第5条の4の2第5項(同条第7項)」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第6条の2の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第6条の4の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第1

4項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第6条の10第3項の表第1項中表以外の部分の項中「本条」を「この条」に改める。

附則第7条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条17項」を「附則第12条19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29条」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第9条の7第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第9条の7第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第9条の7第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第9条の7第7項を同条第4項とする。

附則第9条の7の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第9条の8の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「によ

り」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の8の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には」に改める。

（泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、泉南市市税賦課徴収条例附則第9条の7第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条例附則第9条の7第2項から第7項までを削り、同条を附則第9条の7の6とする改正規定中「第2項から第7項まで」を「第2項から第4項まで」に改め、同条例附則第9条の6の次に5条を加える改正規定（同条例附則第9条の7の5第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加える。

（泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年泉南市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、泉南市市税賦課徴収条例第39条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条

- 第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項

後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中泉南市市税賦課徴収条例第23条の改正規定並びに同条例附則第6条の2の4、第9条の8及び第9条の8の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条並びに附則第6条の2の4及び第9条の8の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第1項及び附則第9条の8の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
---------	-----------	---

附則第9条の8の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は泉南市市税賦課条例等の一部を改正する条例（平成31年泉南市条例第10号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の泉南市市税賦課条例附則第9条の8第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条の8第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布され、都市計画税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年3月29日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第17項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項、第44項若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「若し

くは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が平成31年3月29日に公布され、国民健康保険税についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の措置を講じる必要から、専決処分したものである。

専決甲第4号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年3月29日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市条例第12号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の泉南市国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの泉南市国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成30年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について

平成30年度大阪府泉南市一般会計の継続費年割額に係る経費の金額のうち支出の終わらなかったものにつき、次のとおり逐次繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

平成30年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・府支出金	地方債	その他
教育費	中学校費	泉南中学校 建替事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3,154,156,000	177,759,000	1,649,152,680	1,826,911,680	1,522,779,480	304,132,200	304,132,200	79,200	59,253,000	244,800,000	0

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹中 勇人

平成30年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成30年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成30年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
農林水産業費	農業費	溜池改修事業	4,500,000 ^円	4,500,000 ^円		3,760,000 ^円	740,000 ^円
農林水産業費	農業費	台風第21号災害対策事業	82,781,000	82,781,000		66,705,000	16,076,000
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業	5,183,000	5,182,512			5,182,512
消防費	消防費	消防団事業	200,000	200,000			200,000
教育費	教育総務費	教育推進事業	25,863,000	25,862,844			25,862,844
教育費	小学校費	施設保全整備事業	845,787,000	845,787,000		844,524,000	1,263,000
教育費	中学校費	施設保全整備事業	8,901,000	8,901,000		8,897,000	4,000

災害復旧費	公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	8,045,000	8,045,000		7,965,000	80,000
災害復旧費	厚生労働施設 災害復旧費	その他福祉施設災害復旧事業	324,000	324,000			324,000
災害復旧費	文教施設災害 復旧費	小学校災害復旧事業	21,522,000	21,420,000		19,884,000	1,536,000
災害復旧費	文教施設災害 復旧費	中学校災害復旧事業	31,000,000	31,000,000		30,707,000	293,000
災害復旧費	文教施設災害 復旧費	幼稚園災害復旧事業	9,000,000	9,000,000		8,938,000	62,000
災害復旧費	文教施設災害 復旧費	その他教育施設災害復旧事業	23,732,000	23,732,000		23,700,000	32,000
合 計			1,066,838,000	1,066,735,356		1,015,080,000	51,655,356

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成30年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計繰越明許費繰越計算書について

平成30年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	繰出金(谷口池改修)事業	円 560,000	円 560,000	円	円	円 560,000

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹中 勇人

平成30年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書について

平成30年度大阪府泉南市馬場財産区会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	繰出金(前田池改修)事業	円 700,000	円 700,000	円	円	円 700,000

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹中 勇人

議案第 1 号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所	泉南市内
氏 名	土井 聡（どい あきら）
生年月日	○年○月○日
職 業	無 職

提案理由

公平委員会委員岩本正美氏が平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって退職したため、後任として土井聡氏を最適任者と認め、新たに選任したいので提案するものである。

議案第1号参考

土井 聡 氏 経歴

昭和53年	3月	大阪市立大学卒業
同 53年	4月	泉南市採用
平成22年	4月	泉南市都市整備部長
同 26年	3月	泉南市退職

議案第2号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市内
氏 名 田中 千賀子（たなか ちかこ）
生年月日 ○年○月○日
職 業 無 職

提案理由

田中千賀子氏は、令和元年12月31日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第2号参考

田中 千賀子 氏 経歴

昭和45年 3月	島野工業株式会社（現（株）シマノ）入社
同 48年10月	帝塚山学院短期大学二部文学科卒業
同 51年 9月	島野工業株式会社（現（株）シマノ）退社
平成13年 4月	泉南市 PTA 協議会母親代表
同 14年 4月	泉南市立信達中学校 PTA 書記
同 15年 4月	泉南市立信達中学校 PTA 母親代表
同 17年 4月	泉南市青少年指導員
同 19年12月	泉南市民生主任児童委員
同 25年10月	泉南市人権擁護委員（1期目）
同 26年 4月	子どもの人権専門委員（現在に至る）
同 29年 1月	泉南市人権擁護委員（2期目）（現在に至る）
同 30年 4月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る）

議案第3号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉南市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

契約の目的	泉南中学校旧校舎除却工事
契約の相手方	住所 泉南市幡代一丁目32番10号
	名称 阪南土建 株式会社
	代表取締役 前西 邦康
契約金額	210,786,400円
契約の締結方法	指名競争入札
仮契約日	平成31年4月19日

議案第3号参考資料

工事請負仮契約の締結の経過

泉南中学校旧校舎除却工事

工事の概要	旧校舎除却			
	(内訳)	管理・特別・普通教室棟	鉄筋コンクリート造3階建	延床面積 4,747.7 m ²
		普通教室棟	鉄筋コンクリート造3階建	延床面積 536.5 m ²
		特別教室棟	鉄筋コンクリート造3階建	延床面積 727.7 m ²
		管理室棟	鉄筋コンクリート造平屋建	延床面積 381.3 m ²
		プロパン庫	補強CB造平屋建	延床面積 4.3 m ²
		外壁仕上げ塗材剥離		対象面積 約3,300 m ²
		屋外附带施設・設備・樹木等除却		

工事期間 本契約締結日から令和2年1月31日まで

入札事項 入札日 平成31年4月12日
 入札参加者数 3者
 入札回数 1回

泉南中学校旧校舎除却工事入札業者及び入札経過一覧表

落札金額 210,786,400円

注) 落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額(円未満切捨て)を加算した金額とする。

業者名	第1回入札金額(円)	備考
(株)旭工建	191,624,000	
杉本建設(株)	191,624,000	
阪南土建(株)	191,624,000	落札(抽選)

予定価格 273,749,000円

最低制限価格 191,624,000円

注) 入札金額、予定価格、最低制限価格には消費税分及び地方消費税分に相当する金額は含まない。

議案第 4 号

泉南市行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

工業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例

泉南市行政不服審査に関する条例（平成28年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項各号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第 5 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

改元に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和32年泉南市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別記様式」を「様式第1号又は様式第2号」に改める。

別記様式1中「様式1」を「様式第1号（第2条関係）」に改め、「平成」を削る。

別記様式2中「様式2」を「様式第2号（第2条関係）」に改め、「平成」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

他の地方公共団体等の職員から教育長となった者の退職手当について、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当に関する条例（平成11年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し及び同項各号列記以外の部分中「副市長」の次に「又は教育長」を加え、同項第1号中「副市長」の次に「又は教育長」を、「第3条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

附則第6項中「副市長」の次に「又は教育長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

泉南市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

改元に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

泉南市財政状況の公表に関する条例（昭和54年泉南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別記」を「規則で定める」に改める。

様式を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成 31 年度税制改正による個人住民税課税及び車体課税等にかかる地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第27条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5

第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第28条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第9条の8の2を附則第9条の9の2とし、附則第9条の8を附則第9条の9とする。

附則第9条の7の6中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第9条の7の6を附則第9条の8とし、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第9条の8の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第74条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第79条及び第80条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第9条の7の5に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第72条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第9条の7の5を附則第9条の7の7とし、附則第9条の7の2から附則第9条の7の4までを2条ずつ繰り下げる。

附則第9条の7に次の3項を加える。

2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定

を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第9条の7の5の規定により読み替えられた第72条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第9条の7を附則第9条の7の3とし、附則第9条の6の次に次の2条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第9条の7 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第9条の7の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第71条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第9条7の2 市長は、当分の間、第72条の2の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第2条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第9条の8第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条の8の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条中泉南市市税条例賦課徴収条例第26条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第27条の2、第27条の3及び第28条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条中泉南市市税賦課徴収条例第12条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第26条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第27条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき泉南市市税賦課徴収条例第26条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第27条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第27条の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例第12条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自

動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第9号

泉南市立公民館条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市立公民館条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

文化ホール協議会の委員の選任に際し、より市民の参画を促すために公募による選任が行えるよう所要の措置を講じるとともに、公民館運営審議会及び図書館協議会の委員選任についても同様の表現に統一するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市立公民館条例等の一部を改正する条例

(泉南市立公民館条例の一部改正)

第1条 泉南市立公民館条例(昭和31年泉南市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条中「公民館の活動に理解と熱意がある者」を「公募による市民」に改める。

(泉南市立文化ホール条例の一部改正)

第2条 泉南市立文化ホール条例(昭和58年泉南市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「関係者」の次に「、公募による市民」を加える。

(泉南市立図書館条例の一部改正)

第3条 泉南市立図書館条例(昭和58年泉南市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「図書館の活動に理解と熱意がある者」を「公募による市民」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に任命されている委員は、この条例による改正後の規定に基づく委員とみなす。

議案第10号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの第16条第2項第3号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、同号中「。附則第2条第2項において同じ」を削る。
第45条に次の1項を加える。
- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文

の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 3 1 年厚生労働省令第 5 0 号）により放課後児童支援員認定資格研修について、指定都市の長も実施できるようになったこと及び学校教育法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 1 号）による専門職大学の制度化並びに改元に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附則第2条中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正により、災害援護資金の貸付利率について市町村が条例で定めるものとされたこと、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正により、災害援護資金の保証人の有無、償還方法について見直しが行われたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年泉南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害

により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 13 号

泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

学校教育法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 41 号）による専門職大学の制度化に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例

泉南市し尿処理場設置並びに管理条例（昭和39年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

泉南市の公害防止と環境保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市の公害防止と環境保全に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市の公害防止と環境保全に関する条例の一部を改正する条例

泉南市の公害防止と環境保全に関する条例（昭和50年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第2条関係）」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第2条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

議案第15号

令和元年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度大阪府泉南市一般会計予算」の名称を「令和元年度大阪府泉南市一般会計予算」とし、元号の表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237,669千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,993,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,757,648	22,514	2,780,162
	1 地方交付税	2,757,648	22,514	2,780,162
15 国庫支出金		4,216,970	66,855	4,283,825
	2 国庫補助金	519,129	66,855	585,984
19 繰入金		718,753	8,500	727,253
	1 基金繰入金	710,394	8,500	718,894
20 諸収入		202,348	2,000	204,348
	4 雑入	194,071	2,000	196,071
21 市債		2,646,700	137,800	2,784,500
	1 市債	2,646,700	137,800	2,784,500
歳入合計		23,756,116	237,669	23,993,785

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,032,471	2,000	2,034,471
	1 総務管理費	1,426,749	2,000	1,428,749
3 民生費		10,866,887	3,961	10,870,848
	2 児童福祉費	3,840,617	2,736	3,843,353
	4 国民健康保険費	807,793	675	808,468
	5 介護保険費	872,693	550	873,243
4 衛生費		1,626,532	23,253	1,649,785
	1 保健衛生費	463,919	14,242	478,161
	2 清掃費	1,148,366	9,011	1,157,377
8 消防費		925,402	1,122	926,524
	1 消防費	925,402	1,122	926,524
9 教育費		2,183,572	207,333	2,390,905
	1 教育総務費	335,661	826	336,487
	2 小学校費	408,719	218,600	627,319
	3 中学校費	509,573	12,093	497,480
歳 出	合 計	23,756,116	237,669	23,993,785

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 教育費	3 中学校費	泉南中学校建替事業	千円		千円	千円		千円
			3,154,156	平成28年度	1,177,136	3,154,156	平成28年度	1,177,136
				平成29年度	1,522,780		平成29年度	1,522,780
				平成30年度	177,759		平成30年度	177,759
				令和元年度	276,481		令和元年度	264,388
						令和2年度	12,093	

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 277,900	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 415,700	補正前と同じ	年%以内	補正前と同じ

令和元年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
11	地方交付税	2,757,648	22,514	2,780,162			
(1)	地方交付税	2,757,648	22,514	2,780,162			
	1) 地方交付税	2,757,648	22,514	2,780,162	1. 地方交付税	22,514	普通交付税
15	国庫支出金	4,216,970	66,855	4,283,825			
(2)	国庫補助金	519,129	66,855	585,984			
	2) 民生費国庫補助金	284,205	1,400	285,605	2. 児童福祉費補助金	1,400	母子家庭等対策総合支援事業費補助金(臨時・特別給付金分)
	3) 衛生費国庫補助金	10,204	4,787	14,991	1. 保健衛生費補助金	4,787	感染症予防事業費等補助金
	5) 教育費国庫補助金	50,512	60,295	110,807	1. 小学校費補助金	60,295	学校施設環境改善交付金
	6) 消防費国庫補助金	0	373	373	1. 消防費補助金	373	消防団設備整備費補助金
19	繰入金	718,753	8,500	727,253			
(1)	基金繰入金	710,394	8,500	718,894			
	2) 公共施設整備基金繰入金	119,194	8,500	127,694	1. 公共施設整備基金繰入金	8,500	公共施設整備基金繰入金
20	諸収入	202,348	2,000	204,348			
(4)	雑入	194,071	2,000	196,071			
	2) 雑入	192,871	2,000	194,871	4. 雑入	2,000	自治室くじコミュニティ助成金(危機管理課)
21	市債	2,646,700	137,800	2,784,500			

款 21 市債

款 21 市債 項 1 市債

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(1) 市債		2,646,700	137,800	2,784,500			
	6) 教育債	282,300	137,800	420,100	1. 小学校債	148,600	学校教育施設等整備事業債
					2. 中学校債	10,800	学校教育施設等整備事業債
歳 入 合 計		23,756,116	237,669	23,993,785			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	2,032,471	2,000	2,034,471	2,000		
				諸収入		
				2,000		
(1) 総務管理費	1,426,749	2,000	1,428,749	2,000		
				諸収入		
				2,000		
9) 企画費	202,050	2,000	204,050	2,000		
				諸収入		
				2,000		
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	2,000	
[16] 自主防災組織強化事業	6,123	2,000	8,123	2,000		危機管理課
				諸収入		
				2,000		
				[雑入		
				2,000]		
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	2,000	コミュニティ補助金
3 民生費	10,866,887	3,961	10,870,848	1,400	2,561	
				国庫支出金		
				1,400		
(2) 児童福祉費	3,840,617	2,736	3,843,353	1,400	1,336	
				国庫支出金		
				1,400		
3) 母子福祉費	370,463	2,736	373,199	1,400	1,336	
				国庫支出金		
				1,400		
				節 区 分	金 額	
				12. 役務費	40	
				13. 委託料	1,296	
				20. 扶助費	1,400	

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	
				特 定 財 源	一 般 財 源		
[9] 未婚の児童扶養 手当受給者に対 する臨時・特別 給付事業	0	2,736	2,736			生活福祉課	
				1,400	1,336		
				国庫支出金 1,400 [児童福祉費補助金 1,400]			
				節 区 分	金 額		
				12. 役務費	40		郵便料
				13. 委託料	1,296		電算システム改修委託料
20. 扶助費	1,400	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金					
(4) 国民健康保険費	807,793	675	808,468		675		
1) 国民健康保険費	807,793	675	808,468		675		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰出金	675		
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	807,793	675	808,468		675	保険年金課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰出金	675	国民健康保険事業特別会計繰出金	
(5) 介護保険費	872,693	550	873,243		550		
1) 介護保険費	872,693	550	873,243		550		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰出金	550		
[1] 介護保険事業特別会計繰出金事業	871,730	550	872,280		550	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰出金	550	介護保険事業特別会計繰出金	
4 衛生費	1,626,532	23,253	1,649,785	4,787	18,466		

				国庫支出金 4,787		
(1) 保健衛生費	463,919	14,242	478,161	4,787	9,455	
				国庫支出金 4,787		
4) 予防対策費	123,856	14,242	138,098	4,787	9,455	
				国庫支出金 4,787		
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	209	
				12. 役務費	126	
				13. 委託料	13,348	
				19. 負担金、補助及び 交付金	559	
[1] 予防接種事業	122,576	14,242	136,818	4,787	9,455	保健推進課
				国庫支出金 4,787 [保健衛生費補助金 4,787]		
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	209	消耗品費 95 印刷製本費 114
				12. 役務費	126	郵便料
				13. 委託料	13,348	電算委託料 44 高齢者肺炎球菌予防接種委託料 1,000 麻しん風しん予防接種委託料 12,283 封入封緘業務委託料 21
				19. 負担金、補助及び 交付金	559	定期予防接種負担助成金
(2) 清掃費	1,148,366	9,011	1,157,377		9,011	
2) し尿処理費	225,775	9,011	234,786		9,011	
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	4,191	
				13. 委託料	4,820	
[3] 双子川浄苑維持 管理事業	119,196	9,011	128,207		9,011	環境整備課

款 4 衛生費 項 2 清掃費

款 4 衛生費 項 2 清掃費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				11. 需用費	4,191	施設等修繕料
				13. 委託料	4,820	生し尿・浄化槽汚泥貯留槽浚渫清掃業務委託料
8 消防費	925,402	1,122	926,524	373	749	
				国庫支出金		
				373		
(1) 消防費	925,402	1,122	926,524	373	749	
				国庫支出金		
				373		
2) 非常備消防費	52,719	1,122	53,841	373	749	
				国庫支出金		
				373		
				節 区 分	金 額	
				18. 備品購入費	1,122	
[1] 消防団事業	48,427	1,122	49,549	373	749	危機管理課
				国庫支出金		
				373		
				[消防費補助金		
				373]		
				節 区 分	金 額	
				18. 備品購入費	1,122	機械器具費
9 教育費	2,183,572	207,333	2,390,905	198,095	9,238	
				国庫支出金		
				60,295		
				地方債		
				137,800		
(1) 教育総務費	335,661	826	336,487		826	
3) 指導費	107,622	826	108,448		826	
				節 区 分	金 額	
				9. 旅費	826	
[8] 学力向上対策事業	1,430	526	1,956		526	指導課

				節 区 分	金 額	
				9. 旅費	526	普通旅費
[10] 小中一貫教育推進事業	580	300	880		300	指導課
				節 区 分	金 額	
				9. 旅費	300	普通旅費
(2) 小学校費	408,719	218,600	627,319	208,895	9,705	
				国庫支出金		
				60,295		
				地方債		
				148,600		
3) 学校施設整備費	24,192	218,600	242,792	208,895	9,705	
				国庫支出金		
				60,295		
				地方債		
				148,600		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	8,600	
				15. 工事請負費	210,000	
[1] 施設保全整備事業	24,192	218,600	242,792	208,895	9,705	教育総務課
				国庫支出金		
				60,295		
				[小学校費補助金		
				60,295]		
				地方債		
				148,600		
				[小学校債		
				148,600]		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	8,600	設計委託料
				15. 工事請負費	210,000	
(3) 中学校費	509,573	12,093	497,480	10,800	1,293	
				地方債		
				10,800		
3) 学校施設整備費	293,104	12,093	281,011	10,800	1,293	

款 9 教育費 項 3 中学校費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				地方債 10,800		
				節 区 分	金 額	
				15. 工事請負費	12,093	
[2] 中学校老朽化対策事業	277,590	12,093	265,497	10,800	1,293	教育総務課
				地方債 10,800 [中学校債 10,800]		
				節 区 分	金 額	
				15. 工事請負費	12,093	
歳 出 合 計	23,756,116	237,669	23,993,785			
				国庫支出金 66,855		
				地方債 137,800		
				諸収入 2,000		

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	1,693,400	15,070,263	1,831,200	15,208,063
(3) 教 育	301,700	4,503,394	439,500	4,641,194
計	2,646,700	27,470,692	2,784,500	27,608,492

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,938,042		8,938,042	37.3
2 地方譲与税	157,900		157,900	0.7
3 利子割交付金	15,100		15,100	0.1
4 配当割交付金	49,700		49,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	45,700		45,700	0.2
6 地方消費税交付金	1,173,100		1,173,100	4.9
7 ゴルフ場利用税交付金	44,100		44,100	0.2
8 自動車取得税交付金	33,900		33,900	0.1
9 環境性能割交付金	19,700		19,700	0.1
10 地方特例交付金	59,500		59,500	0.2
11 地方交付税	2,757,648	22,514	2,780,162	11.6
12 交通安全対策特別交付金	9,338		9,338	
13 分担金及び負担金	230,776		230,776	1.0
14 使用料及び手数料	368,455		368,455	1.5
15 国庫支出金	4,216,970	66,855	4,283,825	17.9
16 府支出金	1,882,416		1,882,416	7.8
17 財産収入	34,370		34,370	0.1
18 寄附金	151,600		151,600	0.6
19 繰入金	718,753	8,500	727,253	3.0
20 諸収入	202,348	2,000	204,348	0.9

(単位：千円・%)

21 市債	2,646,700	137,800	2,784,500	11.6
歳入合計	23,756,116	237,669	23,993,785	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	215,623		215,623	0.9
2 総務費	2,032,471	2,000	2,034,471	8.5
3 民生費	10,866,887	3,961	10,870,848	45.3
4 衛生費	1,626,532	23,253	1,649,785	6.9
5 農林水産業費	168,985		168,985	0.7
6 商工費	84,876		84,876	0.3
7 土木費	1,660,682		1,660,682	6.9
8 消防費	925,402	1,122	926,524	3.9
9 教育費	2,183,572	207,333	2,390,905	10.0
10 公債費	3,652,442		3,652,442	15.2
11 諸支出金	318,644		318,644	1.3
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	23,756,116	237,669	23,993,785	100.0

令和元年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算」とし、元号の表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,673,287千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		807,793	675	808,468
	1 他会計繰入金	807,793	675	808,468
歳入合計		7,672,612	675	7,673,287

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		137,765	675	138,440
	1 総務管理費	115,707	675	116,382
歳 出	合 計	7,672,612	675	7,673,287

令和元年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
5							
繰入金		807,793	675	808,468			
(1)							
他会計繰入金		807,793	675	808,468			
	1)				2.		
	一般会計繰入金	807,793	675	808,468	職員給与費等繰入金	675	職員給与費等繰入金
歳 入 合 計		7,672,612	675	7,673,287			

款 5 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	137,765	675	138,440		675	
(1) 総務管理費	115,707	675	116,382		675	
2) 連合会負担金	1,915	675	2,590		675	
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	675	
[1] 国保連合会参画 事業	1,915	675	2,590		675	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				19. 負担金、補助及び 交付金	675	大阪府国民健康保険団体連合会負担金
歳 出 合 計	7,672,612	675	7,673,287			

議案第17号

令和元年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

元号を定める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算」の名称を「令和元年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算」とし、元号の表示についても「令和」に読み替えるものとする。

令和元年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,585,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月5日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,171,656	550	1,172,206
	2 国庫補助金	274,039	550	274,589
6 繰入金		988,430	550	988,980
	1 他会計繰入金	871,730	550	872,280
歳入	合計	5,584,469	1,100	5,585,569

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		165,918	1,100	167,018
	1 総務管理費	116,269	1,100	117,369
歳 出	合 計	5,584,469	1,100	5,585,569

令和元年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3							
国庫支出金		1,171,656	550	1,172,206			
(2)							
国庫補助金		274,039	550	274,589			
	4) 介護保険事業費補助金	0	550	550	7. 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金	550	介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金
6							
繰入金		988,430	550	988,980			
(1)							
他会計繰入金		871,730	550	872,280			
	1) 一般会計繰入金	871,730	550	872,280	5. 事務的経費繰入金	550	事務的経費繰入金
歳 入 合 計		5,584,469	1,100	5,585,569			

款 6 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 総務費	165,918	1,100	167,018	550	550	
				国庫支出金		
				550		
(1) 総務管理費	116,269	1,100	117,369	550	550	
				国庫支出金		
				550		
1) 一般管理費	116,269	1,100	117,369	550	550	
				国庫支出金		
				550		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,100	
[2] 介護保険事務事業	5,711	1,100	6,811	550	550	長寿社会推進課
				国庫支出金		
				550		
				[介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金		
				550]		
				節 区 分	金 額	
				13. 委託料	1,100	電算システム保守委託料
歳 出 合 計	5,584,469	1,100	5,585,569			
				国庫支出金		
				550		

